

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

お知らせ

農林業センサス実施中です

企画課

☎ 973-5005

「2010年世界農林業センサス」を全国一斉に実施しています。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるため5年ごとに実施されるもっとも重要な調査のひとつです。ただいま調査員が調査票の依頼と回収のため世帯を訪問しております。農業従事者の皆様、調査票の記入についてご協力をお願いいたします。



沖縄県の最低賃金 必ずチェック最低賃金!

使用者も労働者も

商工課

☎ 965-5611

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

1 地域別最低賃金

・沖縄県最低賃金 時間額629円

2 特定(産業別)最低賃金

・畜産食料品製造業 時間額663円

・糖類製造業 時間額672円

・清涼飲料、酒類製造業時間額666円

・新聞業 時間額724円

・各種商品小売業 時間額657円

・自動車(新車)小売業 時間額659円

※ただし、次に掲げる者は2の産業別

最低賃金から除外され1の地域別最低賃金が適用されます。

① 18歳未満又は65歳以上の方

② 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の方

③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する方

最低賃金に関するお問い合わせ先

沖縄労働局賃金室

☎ 968-3421

沖縄労働基準監督署

☎ 982-12003

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会

☎ 973-4332

選挙管理委員会においては、農家からの申請に基づいて、農業委員会の意見を参考にし、1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿を調製します。農家は名簿に漏れがなく正しく登録されているか、縦覧をすることができます。10アール(300坪)以上の農地で耕作の業務を営む者及び、年間おおむね60日以上農業に従事している同居の親族が対象です。(農業委員会に手続きしていない小作農家は該当しません)

【縦覧期間】 2月23日～3月9日

【縦覧場所】 市選挙管理委員会

農業者年金に加入しよう!

農業委員会事務局

☎ 965-5608

【対象者】 60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方(農地を持たない農業者や家族従事者も可)

【保険料】 月額2万円から最高6万7千円。千円単位で設定自由、変更も可能(認定農業者等の要件を満たしている場合国庫補助あり)

【農業者年金の特徴】

① 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象(通常の個人年金の場合、控除額の上限は5万円)

② 積立方式で安定した財政運営を行い

ます。

③ 80歳までの保証付終身年金制度で、もし加入者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

【お問い合わせ先】

農業委員会又は、JAおきなわ石川・具志川・勝連・与那城各支店

証明書自動交付機の利用停止について

市民課

☎ 973-3206

新システム移行作業のため、2月10日(水)午後5時から3月17日(水)までの約1か月間、証明書自動交付機のご利用を停止いたします。

利用者のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

